

令和8年厚生労働省告示第43号に基づく最高裁判決を踏まえた
生活保護費追加給付業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 件名

令和8年厚生労働省告示第43号に基づく最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務委託について

(2) 目的

本業務は、令和8年厚生労働省告示第43号に基づき、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応について、国の基準に従い、可能な限り迅速に追加給付を行う必要があることから、本件に関するコールセンターの設置、申出受付、追加給付額の算定、印刷・発送等の追加給付に係る一連の業務を実施するにあたり、履行実績、正確性・迅速性の担保、調整力等幅広い観点から適切な事業者を選定し業務委託するために実施する。

(3) 業務内容

別紙1「令和8年厚生労働省告示第43号に基づく最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務委託仕様書」のとおり

2 見積上限額

119,722,724円（消費税及び地方消費税含む。）

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定する。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たす法人または複数の法人からなる共同事業体（コンソーシアム）とする。

なお、共同事業体の場合は、管理法人及び構成員いずれも以下の(3)～(10)を満たすこと。

(1) 事業所の所在地等

ア 沖縄県内に本社又は事業所等を有する者であること。共同事業体の場合は、管理法人がこの要件を満たすこと。

イ 共同事業体の場合は、共同事業体の中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、共同事業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同事業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすこと。

① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

ウ 共同事業体の構成員として参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

① 共同事業体の構成員が他の共同事業体の構成員として重複参加する者でないこと。

- ② 共同事業体の構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。
- (2) 本市または他自治体において、類似の給付業務の実施実績があること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報保護法」、「各省庁が作成した個人情報に関するガイドライン」、「那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守することができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 市町村税等（市町村税、固定資産税、軽自動車税等）を滞納していないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 公募開始日から契約締結日までにおいて、那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (10) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とする者でないこと。

5 選考スケジュールの概要

内容	期間等
公募の開始	令和8年5月20日（水） ※市ホームページにて提出書類等をダウンロードすること。
説明会	開催なし
質問の期限	令和8年6月5日（金）午後5時まで ※質問の回答は、随時本市ホームページに掲載する。 ※電子メール以外での質問は受け付けない。
質問の回答期限	令和8年6月9日（火）
参加申込書類一式の提出期限	令和8年6月12日（金）正午まで
参加資格通知発送	令和8年6月16日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月19日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和8年6月25日（木）午後2時開始予定。 ※プレゼンテーション順位は別途通知する。
結果通知	令和8年6月29日（月）※予定
受託事業開始日	契約締結後速やかに

6 説明会の開催

開催なし

7 参加申込み

(1) 受付期間

公募の開始日から6月12日（金）※当日正午まで必着

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。但し、正午から午後1時を除く）

(2) 提出方法

「15 担当部署」まで持参により提出。※郵送による提出は認めない。

(3) 提出書類

提出書類は下表のとおり。提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、正本1部、副本1部（正本の写し）を提出すること。

提出書類	単独実施	共同事業体		注意事項
		管理法人	構成員	
①公募（プロポーザル方式）参加申込書	○	○	×	指定様式による（様式1） ※代表者印を押印
②登記事項証明書 または登記簿謄本	○	○	○	申し込み日の3か月以内に発行されたもの
③印鑑証明書	○	○	○	
④定款の写し	○	○	○	
⑤国税の納税証明書	○	○	○	最新の証明書
⑥市町村の納税証明書	○	○	○	令和7年度分
⑦誓約書	○	○	○	指定様式による（様式3）
⑧共同事業体の協定書または契約書の写し	×	○	×	参加申込時点で締結していない場合は案でも可
⑨過去5年の業務実績	○	○	○	・指定様式による（様式2） ・契約書の写しを添付すること ・共同事業体の場合は、構成員のうち、いずれか1者以上。

(4) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、公募（プロポーザル方式）参加申込書の提出順とする。

(5) その他

参加申込書の提出をせず企画提案書を提出した場合、公募の欠格事由にあたるため注意すること。なお、参加申込後「9 企画提案書の提出」がない場合は、辞退したものとみなす。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式4）」を提出すること。

(1) 受付期間

公募の開始日から6月5日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールに「質問票（様式4）」を添付して「15 担当部署」へ提出すること。表題は「追加給付業務プロポーザルの質問（事業者名）」とすること。

なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）は受け付けない。

(3) 回答

質問の回答は、受付から翌々営業日を目安に、順次本市ホームページに掲載し、質問者にその旨を連絡する。

9 企画提案書の提出

(1) 受付期間

公募の開始日から6月19日（金）※当日必着

（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。但し、正午から午後1時を除く）

(2) 提出方法

「15 担当部署」まで持参または郵送により提出。

(3) 提出書類

提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファイル等で綴じる）し、正本1部、副本6部（正本の写し）を提出すること。

提出書類	注意事項
1 企画提案書	別紙2「企画提案書作成要領」を参照。
2 見積書	（様式5）を提出。 ※代表者印を押印

10 優先交渉権者等の選定

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時及び場所

日時：令和8年6月25日（木）午後2時開始予定

場所：那覇市役所本庁舎

イ 実施時間

1者あたり25分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度）とする。

ウ その他

（ア）当日は、事前に提出した企画提案書等の資料をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

追加提案や追加資料の配布は認めない。

（イ）プレゼンテーションの出席は、企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）の構成員から計3名以内とする。

（ウ）プロジェクター並びにHDMIケーブル及びD-SUBケーブルは本市が準備する。その他、プレゼンテーションに使用するノートパソコン等の機器は持参すること。

（エ）企画提案者には、開始時間及び控室の場所等を令和8年6月22日（月）までにメールで通

知する。

(オ) 別紙 3「提案書構成及び記載事項一覧」を事前に十分確認すること。

(2) 選定の方法

令和 8 年厚生労働省告示第 43 号に基づく最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、公平かつ公正に審査し、次のとおり優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行う。

なお、企画提案者が 1 者のみの場合にあっても本プロポーザルは成立するものとして、審査及び選定を行う。

ア 審査委員会の各委員が企画提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。次に多い者を「次点交渉権者」として選定する。

イ 上記アにおいて、順位を第 1 位とした委員の数が同数の企画提案者が 2 者以上ある場合は、当該企画提案者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。

ウ 上記イにおいて、順位を第 2 位とした委員の数が同数の企画提案者が 2 者以上ある場合は、当該企画提案者の順位を第 1 位とした委員の当該企画提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。

エ 上記ウの方法においても、優先交渉権者等が決しない場合は、審査委員会で協議し決定する。

オ 上記のアからエにかかわらず、出席した委員全員の評価点の合計点が、満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

カ 優先交渉権者を選定できなかった場合、その他必要がある場合は再公募を行うことがある。

(3) 選定結果の通知及び公表

全ての企画提案者に対し、令和 8 年 6 月 29 日（月）までに選定結果を通知する予定。併せて本市ホームページで選定結果を公表する。選定の理由及び選定結果に対する問い合わせには応じない。

(4) 書面審査について

企画提案者数が 4 者を超える場合、事務局で「様式 2 過去 5 年の業務実績」及び見積書をもって、書面審査を実施する。その結果については、6 月 22 日（月）までに担当者へメールをもって連絡する。

11 契約締結に向けての協議

(1) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と本市との間で委託条件等に関する協議を行う。協議が成立した場合は、契約を締結する。

(2) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者との協議が成立しない場合、又は優先交渉権者が委託事業を遂行することが困難となった場合は、次点交渉権者と協議を行う。協議が成立した場合は、契約を締結する。

(3) 受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

12 契約に関する基本事項

優先交渉権者から見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。契約保証金は那覇市契約規則第 30 条第 6 号イの規定により免除する。

13 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不備または虚偽があった場合
- (2) 応募に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本要領によらない場合
- (3) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (4) 見積額が見積上限額を越えている場合
- (5) 参加申込みなく企画提案書を提出した場合
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (7) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) 本公募は、本市の令和 8 年 6 月補正予算（第 2 号）の成立を前提とした事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものとする。那覇市議会において、補正予算案が否決又は減額修正された場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがある。また、これに伴い参加希望者及び企画提案者に損害が生じた場合、本市はその損害について一切負担しない。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は、全て参加希望者及び企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出期限後の修正や変更は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市がこの公募（プロポーザル方式）結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成 26 年条例第 26 号）に基づき判断する。
- (7) 「7 参加申込み」後に辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。

15 担当部署

那覇市 福祉部 保護第一課・第三課（担当：金城 隼・島田 一樹）

所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話：（代表）098-861-5193（内線 8014） Eメール：naha_h_hogo001@city.naha.lg.jp